

〔一級自動車整備士 総合診断・環境保全・安全管理〕

奥付：第五版から第六版で変更した箇所（平成26年5月）

頁	箇所	内容		
48	下から10行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	が発せられ、平成7年11月22日より施行された。通達施行後7年が経過し、指定部品の販売、指定部品の		
49	上から7~8行目 (傍線部分を削除)	[詳細は、別紙(国土交通省通達①平成7年11月16日付け 自技第234号、自整第262号 ②平成7年11月16日付け 自技第235号)を参照のこと]		
51	下から19行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	保安基準の適用に当たっては、これをないものとして扱う。(保安基準第1条第36号(空車状態)の定義)		
55	表 中段 (傍線部分を削除及び 網掛け部分を追加)	<table border="1"> <tr> <td>エキゾースト・パイプ・チップ、エキゾースト・パイプ・エクステンション</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> マフラーカッター等を含める。 (保) 第31条第47項 排気管は左向き、又は右向きに開口してはならない(ただし、車の中心線に対して30°以内であれば可能。ナンバープレートの数字等の表示を妨げる位置への開口は不可。) (保) 第30条 乗用車の場合、一定の測定要領で近接排気騒音は96dB(リヤ・エンジン車以外)、定常走行騒音は85dB以下でなければならない。 </td> </tr> </table>	エキゾースト・パイプ・チップ、エキゾースト・パイプ・エクステンション	<ul style="list-style-type: none"> マフラーカッター等を含める。 (保) 第31条第47項 排気管は左向き、又は右向きに開口してはならない(ただし、車の中心線に対して30°以内であれば可能。ナンバープレートの数字等の表示を妨げる位置への開口は不可。) (保) 第30条 乗用車の場合、一定の測定要領で近接排気騒音は96dB(リヤ・エンジン車以外)、定常走行騒音は85dB以下でなければならない。
	エキゾースト・パイプ・チップ、エキゾースト・パイプ・エクステンション	<ul style="list-style-type: none"> マフラーカッター等を含める。 (保) 第31条第47項 排気管は左向き、又は右向きに開口してはならない(ただし、車の中心線に対して30°以内であれば可能。ナンバープレートの数字等の表示を妨げる位置への開口は不可。) (保) 第30条 乗用車の場合、一定の測定要領で近接排気騒音は96dB(リヤ・エンジン車以外)、定常走行騒音は85dB以下でなければならない。 		
表 下段 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	<table border="1"> <tr> <td>任意灯火器類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保安基準に規定がないもの(例：ポジションランプ(=白暮灯)マップ・ランプ等)。 (保) 第42条 灯火の色等の制限に抵触しないこと。 </td> </tr> </table>	任意灯火器類	<ul style="list-style-type: none"> 保安基準に規定がないもの(例：ポジションランプ(=白暮灯)マップ・ランプ等)。 (保) 第42条 灯火の色等の制限に抵触しないこと。 	
任意灯火器類	<ul style="list-style-type: none"> 保安基準に規定がないもの(例：ポジションランプ(=白暮灯)マップ・ランプ等)。 (保) 第42条 灯火の色等の制限に抵触しないこと。 			
56	表 下段 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	<table border="1"> <tr> <td>コイル・スプリング</td> <td>実施要領4-10に適合していること。(保) 第14条 地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。</td> </tr> </table>	コイル・スプリング	実施要領4-10に適合していること。(保) 第14条 地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。
コイル・スプリング	実施要領4-10に適合していること。(保) 第14条 地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。			
57	表 中段~下段 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更及び傍線部分を 削除)	<table border="1"> <tr> <td>マフラー 排気管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「エキゾースト・パイプ・チップ/エクステンション」の項目と同様。 取りまわし、遮熱板、最低地上高に注意。 煙突マフラーを除く。 (保) 第18条第1項第32号 車体の外形その他自動車の形状は鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げる恐れのあるものでないこと。 </td> </tr> </table>	マフラー 排気管	<ul style="list-style-type: none"> 「エキゾースト・パイプ・チップ/エクステンション」の項目と同様。 取りまわし、遮熱板、最低地上高に注意。 煙突マフラーを除く。 (保) 第18条第1項第32号 車体の外形その他自動車の形状は鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げる恐れのあるものでないこと。
		マフラー 排気管	<ul style="list-style-type: none"> 「エキゾースト・パイプ・チップ/エクステンション」の項目と同様。 取りまわし、遮熱板、最低地上高に注意。 煙突マフラーを除く。 (保) 第18条第1項第32号 車体の外形その他自動車の形状は鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げる恐れのあるものでないこと。 	
<table border="1"> <tr> <td>規定灯火器類</td> <td>保安基準に規定されている灯火器類(例：前部霧灯、補助方向指示器、ハイマウント・ストップ・ランプ等)。</td> </tr> </table>	規定灯火器類	保安基準に規定されている灯火器類(例：前部霧灯、補助方向指示器、ハイマウント・ストップ・ランプ等)。		
規定灯火器類	保安基準に規定されている灯火器類(例：前部霧灯、補助方向指示器、ハイマウント・ストップ・ランプ等)。			

58	下から 13 行目 (網掛け部分を追加)	デーと干渉してはならない。また、アルミ・ホイールの場合ホイールの JWL のマーク等は、“堅ろう”である確認となるが、こ
	下から 5 行目 (傍線部分を削除)	A12：保安基準で規定されている以外の灯火器でポジション・ランプ、マップ・ランプ等を意味する。
109	下から 19 行目 (網掛け部分を追加)	ります。(注参照)当工場では、この規制を受ける取扱量までは達していませんが、都道府県の指定登録を受けた産業
	頁 最下部 (新規に追加)	(注) PRTR 法の一部改正により、LLC の主成分であるエチレン・グリコールの届け出は平成 22 年度までとなった。